

岐阜県病院関係地方独立行政法人の中期目標期間に係る業務の実績に関する評価実施要領

平成 30 年 6 月 29 日付け健康福祉部長決定

1 趣旨

この要領は、地方独立行政法人法（平成 15 年法律第 118 号。以下「法」という。）に基づき、地方独立行政法人岐阜県総合医療センター、地方独立行政法人岐阜県立多治見病院及び地方独立行政法人岐阜県立下呂温泉病院（以下「法人」という。）の中期目標の期間における業務の実績に関する評価の実施に関し必要な事項を定める。

2 評価の基本方針

(1) 見込評価

ア 法第 28 条第 1 項第 2 号に規定する見込評価（以下「見込評価」という。）は、評価の結果を中期目標期間終了時の法人の業務の継続又は組織の存続の必要性その他その業務及び組織の全般にわたる検討及び新中期目標の策定に活用する。

イ 見込評価を行うに当たっては、法人全体の改善・充実を図る観点から、以下の点を考慮する。

(ア) 県民に提供する医療の充実・向上、法人運営の効率化等を目指した特色ある取組を積極的に評価すること。

(イ) 法人の置かれている状況や条件等を踏まえた、法人の業務運営を円滑に進めるための様々な工夫を積極的に評価すること。

(ウ) 業務運営上の課題にも留意し、過去の評価において示した課題の対応状況についても適正に評価すること。

(エ) 中期目標の達成に向けて支障が生じている、又は支障が生じるおそれがある場合には、その理由（外的要因を含む。）についても明らかになるようなものとする。

(オ) 中期目標の達成状況にかかわらず、法人の信用を失墜させる事案が発生した場合は、当該評価項目だけでなく法人全体の評価に反映させるなど、当該中期目標期間における法人のマネジメントの状況にも留意するものとする。

(カ) その他法人を取り巻く諸事情

(2) 中期目標期間評価

ア 法第 28 条第 1 項第 3 号に規定する中期目標期間評価（以下「中期目標期間評価」という。）は、法人の当該期間における業務運営を見直すことにより、業務の質の向上、運営の効率化、透明性の確保に資する。

イ 中期目標期間評価を行うに当たっては、法人全体の改善・充実を図る観点から、以下の点を考慮する。

(ア) 県民に提供する医療の充実・向上、法人運営の効率化等を目指した特色ある取組を積極的に評価すること。

(イ) 法人の置かれている状況や条件等を踏まえた、法人の業務運営を円滑に進めるための様々な工夫を積極的に評価すること。

(ウ) 業務運営上の課題にも留意し、過去の評価において示した課題の対応状況についても適

正に評価すること。

(エ) 中期目標の達成状況にかかわらず、法人の信用を失墜させる事案が発生した場合は、当該評価項目だけでなく法人全体の評価に反映させるなど、当該中期目標期間における法人のマネジメントの状況にも留意するものとする。

(オ) その他法人を取り巻く諸事情

(3) 評価の実施に当たっては、評価に係る作業が法人にとって過重な負担とならないよう配慮する。

3 評価の実施方法

見込評価及び中期目標期間評価は、中期目標の期間における中期目標の各項目の達成状況を調査・分析(項目別評価)するとともに、その結果等を踏まえ、当該中期目標の期間における中期目標の達成状況全体について総合的な評定(全体評価)を行う。

(1) 項目別評価

ア 業務実績報告

法人は、岐阜県地方独立行政法人法施行細則(平成22年岐阜県規則第47号)第8条第1項の表2の項又は3の項下欄に掲げる事項を記載した業務実績報告書を、6月末までに知事へ提出しなければならない。

なお、業務実績報告書の作成に当たっては、以下の点に留意するよう努めるものとする。

- ①法人の有効なマネジメントに資するよう、業務運営の状況について、客観的かつ具体的に記述すること。
- ②自己評価において業務運営上の課題を検出した場合には、具体的な改善方策などについても記入すること。
- ③自己評価又は知事の評価において検出された業務運営上の課題については、次年度以降の業務実績報告書において改善策の実施状況を記入すること。

イ 法人による自己評価

法人は、法第25条第2項第2号から第5号までに掲げる事項に対応する中期計画の大項目(次に掲げるもの。以下「自己評価対象大項目」という。)に属する中項目については、実績報告と併せて、中期目標の達成状況について、次の表により4段階で自己評価を行う。

- ①「住民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するための取組」
- ②「業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するための取組」
- ③「予算(人件費の見積含む。)、収支計画及び資金計画」
- ④「その他設立団体の規則で定める業務運営に関する事項」(職員の就労環境の向上、岐阜県及び他の地方独立行政法人との連携に関する事項、施設・医療機器の整備に関する事項、法人が負担する債務の償還に関する事項、中期目標の期間を超える債務負担、積立金の使途)

段階	評価基準	判断の目安
Ⅳ	中期目標を上回っている	目標の達成状況が100%超
Ⅲ	おおむね中期目標どおり達成している	目標の達成状況が90%超100%以下
Ⅱ	中期目標を下回っている	目標の達成状況が60%超90%以下
Ⅰ	中期目標を大幅に下回っている	目標の達成状況が60%以下

ウ 検証・確認

(ア) 検証（自己評価対象大項目に属する項目）

知事は、自己評価対象大項目に属する項目について、「中期目標が達成されたかどうか」の観点から、中期目標の達成状況について、項目ごとに法人による自己評価を総合的に検証する。検証結果と法人による自己評価が異なる場合は、その理由等を示す。

また、中期計画の中項目ごとの検証結果を自己評価対象大項目ごとに集計するとともに、検証結果の概要を示す。

- ・見込評価においては、次期中期目標期間の業務実施に当たっての留意すべき点等についての意見を記述する。
- ・中期目標期間評価においては、見込評価時に見込んだ中期目標期間終了時の業務実績見込みと大幅な乖離がある場合には、その理由を明確かつ具体的に記載する。

(イ) 確認（自己評価対象大項目に属する項目以外の項目）

知事は、自己評価対象大項目に属する項目以外の項目について、業務実績報告書に記載された中期目標期間の実施状況等を確認し、総合的な評定を行う上での参考事項とする。

(2) 全体評価

知事は、項目別評価の結果を踏まえ、中期目標の達成状況全体について、次の表により5段階で総合的な評定を行うとともに、記述式で総括的な評価を行う。

全体評価を行うに当たっては、総合的な評定に影響を与える事業等を加味して評価を行う。

段階	評価基準
S	中期目標を大幅に上回っており、特筆すべき達成状況にある
A	中期目標が十分に達成されている
B	中期目標がおおむね達成されている
C	中期目標がやや達成されていない
D	中期目標が達成されていない

4 岐阜県地方独立行政法人評価委員会の知見の活用

法人の業務の実績に関する評価を行うに当たっては、評価の実効性を確保するため、法第28条第4項又は岐阜県地方独立行政法人評価委員会条例（平成21年岐阜県条例第23号。以下「条例」という。）第2条第2号の規定に基づき、岐阜県地方独立行政法人評価委員会（以下「評価委員会」という。）への意見聴取を行うこととする。

5 法人への業務改善命令

知事は、見込評価又は中期目標期間評価の結果、必要があると認めるときは、法人に対して、法第28条第6項の規定により業務運営の改善その他の必要な措置を講ずることを命ずるものとする。

6 中期目標期間評価のスケジュール

6月30日	業務実績報告書の提出期限
7月上旬～下旬	評価委員会の開催

	<ul style="list-style-type: none"> ・業務実績報告書の説明及び法人へのヒアリング ・業務実績報告書の調査・分析(検証)
8月上旬～下旬	評価委員会の開催 <ul style="list-style-type: none"> ・評価に係る意見の決定 評価結果(案)の策定
8月下旬	評価結果(案)に対する法人からの意見申出 評価の決定並びに法人への通知及び公表 法人への業務改善命令(必要と認めた場合のみ)

8 評価結果の活用

- (1) 法人は、評価結果を現行の中期計画、年度計画の見直し、次期の中期計画、年度計画の策定、法人内部の組織体制の見直し等に活用するものとする。
- (2) 知事は、評価結果を現行の中期目標、中期計画の見直し、新中期目標の策定に反映させるものとする。
- (3) 知事は、法第30条第1項に規定する中期目標期間終了時の法人の業務の継続又は組織の存続の必要性その他その業務及び組織の全般にわたる検討をするときは、見込評価の結果を十分に活用し、業務の廃止若しくは移管又は組織の廃止その他の所要の措置を的確に講じるものとする。

9 その他

知事は、法人を取り巻く諸事情や見込評価及び中期目標期間評価の実施結果等を踏まえ、PDCAサイクル及び法人のマネジメントの実効性を高める観点から、必要に応じてこの要領の見直しを行うものとする。